第3回 設楽ダム建設事業 環境影響評価 技術検討委員会 **資料 - 1**

前回議事概要

平成 17 年 7 月 14 日

国土交通省 中部地方整備局設 楽 ダム 工 事 事 務 所

第2回 設楽ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会

議事概要(案)

日時: 平成16年5月31日(月) 午後2時~5時

場所: KKRホテル名古屋 蘭の間

- 1.第1回技術検討委員会の議事概要について、配付された(案)のとおり確認された。
- 2.調査、予測、評価の項目及び手法について事務局から説明し、審議を行った。
- 3. 委員会からの主な指摘事項、助言の内容は以下のとおり。
 - 1)環境要素別の調査、予測及び評価方法について、藻類について特に問題はない。しかし、最近、河川水質、河床変化などを特定種類の藻類遷移に注目して評価や解析を行う手法がでてきたことを考えると、調査データの蓄積がやや少なく、可能であれば今後調査して行くことが望ましい。
 - ・ 今後、モニタリング時に検討して行きたい。(事務局)
 - 2) 設楽ダムアセスでの予測地点が布里までというのに異論はない。しかし、本委員会では取り 扱わないが、事務局は豊川及び三河湾の影響についてのデータを蓄積しておくことは必要で ある。
 - ・データの収集に努め、関係機関と協力して、取り組んで行きたい。(事務局)
 - 3)生物に対する騒音はどのように考えているのか。
 - ・生物に対しては判断基準が決まっていない。必要に応じてモニタリング等により対応する こととなる。(事務局)
 - 4) 濁水処理の際に凝集沈殿を行うことになると思うが、凝集剤であるアルミなどが濁水処理施設外へ出ないなどの検証も考える必要があるのではないかと思う。
 - ・凝集剤による影響が水域に流出しないように濁水処理施設により適正に処理する。(事務局)
 - 5)「定常状態であり」というのはどういう意味で使っているのか良くわからない。通常は、渇水時、雨が多いときを含め、いろいろな流況で予測するのであるのでそのようなことがわかるような表記とするべき。「定常状態」という表現からはこれを読み取れないので、どういう期間を対象として行うかということをもう少し明確にはっきり記述したほうがよい。
 - ・「定常状態」とは、ダムが通常の運用状態に入った時期、かつ、ダム供用後数年しかたっていないと、ダム湖内の状態が落ち着いていないため、それが落ち着いた状態としている。 いろいろな流況での予測は、予測条件として参照している過去10年間の流況に渇水年も豊水年も含んでおり、予測期間に取り込まれると考える。(事務局)
 - 6)供用後の降下ばいじんの河川への影響、それによる生物への影響は検討しないのか。
 - ・生物への粉じん等の影響については、知見が得られていない。なお、既往事例より降下ばいじんの量は少量であると考えられる。(事務局)
 - 7)降水量が工事の実施、土砂による水の濁り以外(富栄養化と溶存酸素の部分)に含まれていないのはなぜか。
 - ・流域に降った雨は河川を通じて、貯水池に流れ込む。貯水池へ流れ込む流量を予測に考慮していることから、降雨による影響は考慮していると考えている。(事務局)

- 8)「調査すべき情報が得やすい」というのは選定根拠からはずすべき。重要であっても調査すべき情報が得にくいものは選定しなかったということにはならない。
 - 補助的な項目という考え方とすれば、理解できるのではないか。この場合、欄外にでも書いて、こんな項目もありますよという位置づけにしたほうが良いのではないか。
 - ・「調査すべき情報が得やすい」ことが選定根拠の最優先項目ではないことから、指摘のように対応する。(事務局)
- 9)景観、日常生活の項目選定に際して、景勝地など単に条例などの無機的な引用でなく、日常生活の目線やまなざしを入れるなどきめこまやにする必要はないのか。
 - ・日常生活の目線を考慮した景観への影響については、人と自然との触れ合い活動の場において、近傍の風景として取り扱っている。(事務局)
- 10) 景観と人と自然との触れ合いの活動の場で、場合によっては、抵触するものが出てくるのではないか。その場合、どちらを重要視し、整合をとるのか。
 - ・景観の調査地点と人と自然との触れ合い活動の場の調査地点とが重複する場合もあるが、 その場合は、それぞれで検討を行うこととなる。(事務局)
- 11)景観や人と自然との触れ合いの活動の場というのは、そこにどんな生物がいてどんな植生であって、ということもからんでくる。この観点からのデータの蓄積も必要だろう。
 - ・景観については、景観資源として、愛知高原国定公園及び天竜奥三河国定公園を選定しており、これらの景観資源については、生物の観点から追加調査が必要とは考えていない。 主要な人と自然との触れ合いの活動の場については、東海自然歩道、豊川の水辺、境川の水辺を選定しているが、これらの場における活動は、ハイキングや水遊び等であり、生物の観点から追加調査が必要とは考えていない。(事務局)
- 12) 景観や人と自然との触れ合いの活動の場については、流況が変化することに伴って川幅や川へのアクセス性が変わるということが考えられる。流量変化に伴う影響については、生態系の項目と同様に検討する必要があるのではないか。
 - ・下流の河川の変化については、人と自然との触れ合いの活動の場の活動内容を考慮して、 水位の変化等を検討することになる。また、水質についても水環境の項目での予測結果を 用いて、影響を検討することとなる。(事務局)
- 13) 既往の調査を古い新しいという視点でみるのでなく、未改変状態における年次変動を追跡した資料として捕らえるべき。これはダムができる前(自然変化等、ダム以外の影響や) 経時的、経年的に変化するということを物語る資料である。
 - ・種目録を地点別に、経年的に整理する。(事務局)
- 14) 景観の解析をするのであるならば、ダム湖ができた後に湛水線等を考慮した上での新たな景観が出現する周辺、湖岸林全体を含めて解析をしておく必要があるのではないか。
 - ・景観における主要な眺望景観において、ダム湖を望むような場合は、フォトモンタージュ による予測によりダム湖岸の状況も予測することになる。(事務局)
- 15) 湖岸林が、上位性等も含めてどう影響するのかというところまで解析する必要があるのかなということを考えている。
 - ・生態系の調査結果をもって、湖岸林を含めた環境の影響予測を行う。(事務局)
- 16) 湛水位付近の植生の調査データが足りない。もっと細かくやらないと環境影響評価に耐えうるデータにならないのではないか。
 - ・生態系の調査結果に追加して近傍ダムの植生調査データを収集し、湛水予定地の水際林縁部等の予測の参考とする。(事務局)

- 17)特殊性と典型性を対峙させているが、典型性のなかに特殊性も包括しての地域特性ではない のか。
 - ・典型性とは全て一様な状態では無いが、その面積が大きいことなど、典型的に見られる環境である。特殊性とは典型性では表せない、例えば、生態系として独立しているような環境と考えている。なお、本事業実施区域内には、局所的な特殊性に当てはまる環境は無い。(事務局)
- 18)河川で言えば3つに類型区分しているが、支川合流という(簡素な切り口での)整理をしているが。水温変化等の違いがあるとは思うが区分のキーとなる根拠を明確にしてほしい。
 - ・典型性では、河川形態、河床構成材料等の多様な河川の物理環境特性と生物の分布状況から環境を類型化している。(事務局)
- 19) ダムができた後、洪水量をカットして、通常時に維持流量を流しているのだから植生変化が起こることは事実。
 - この植生変化は必ず起こるので、これをまずいというと時々氾濫させなくてはならなくなる。 ダムの治水機能と環境影響評価との整合どのように整理するのか。
 - ・攪乱頻度の減少(冠水頻度の減少)により、生態系に影響があると予測される場合には、 環境保全措置を検討することとなる。(事務局)
- 20) 設楽町史には、エリア外の植物、津具牧場や段戸牧場の草原のデータも入っている。これらは設楽ダムの調査地域外のものとして間引きしていく必要があるのではないか。 現地調査が基本となるが、現地調査に入る前にこのような視点から既存の文献のスクリーニングを行ってから実施することが重要である。
 - ・アセスでは、既往文献により対象事業実施区域周辺の環境の状況を概略把握し、現地調査項目、手法の設定を行うことから、広域の情報も収集している。 栽培、逸出種の整理、地域外と考えられる種の整理を行ったうえで、調査すべき重要な種を絞り込んでいる。(事務局)
- 21) 植生の区分のところで、標高による区分を考えているということだが、河川沿いに推移しているととを考慮した視点もいれる必要もある。
 - 最近は、温暖化現象に注目が集まっている。豊川水系は暖地系の生物がたくさん入り込んでいくので、このような観点も必要である。
 - ・地点別リストから標高別にどのような種が出現するのか整理する。(事務局)
- 22)確認された植物種について、人為的に植えられたものかなど、どのような履歴をたどってきたものかどうかも調べるとより的確になる。
 - ・播種、栽培種を整理する。(事務局)
- 23) ダムの下流と上流で分けて、検討した方がよい。例えば、アーマー化は下流のどこまで進むのか。水辺域の河畔林の調査も必要なのではないか。
 - ・流況の変化に伴う、ダム下流河床の変化や河川敷の環境の変化について、影響を検討する。 (事務局)
- 24) 魚類及び藻類に影響を与える水辺域、河畔林あるいは河畔相を含めた調査をする。
 - ・河川域典型性の調査により、河川敷、水辺、流水中の生物を合わせて現況を把握した。(事務局)